

保医発0313第2号
平成27年3月13日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）」の一部が平成27年厚生労働省告示第57号をもって改正され、平成27年4月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）の一部改正について

別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について

別添1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成26年3月5日保医発0305第3号) の一部改正について

1 別添1の第2章第10部第1節第7款K507の次に次のように加える。

K508 気管支狭窄拡張術

- (1) 気管支熱形成術（気管支サーモプラスティ）を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。
- (2) 気管支ファイバースコピーに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成26年3月5日保医発0305第5号) の一部改正について

1. I の 3 の(100)の後に次のように加える。

(101) 気管支手術用カテーテル

ア 気管支手術用カテーテルを用いた手技に関する所定の研修を修了した医師
が使用した場合に限り算定できる。

イ 気管支手術用カテーテルは以下のいずれにも該当する患者に対して使用し
た場合に限り算定できる。

a 18歳以上の患者

b 高用量の吸入ステロイド薬及び長時間作用性 β_2 刺激薬の使用により、喘
息症状のコントロールが不十分又は不良である患者

c 気管支鏡による手技が可能な患者

ウ 気管支手術用カテーテルは1回の手術につき、1本を限度として算定でき
る。また、同一患者につき3本を限度として算定できる。

エ 気管支手術用カテーテルの算定に当たっては、当該材料を使用した患者
について、診療報酬明細書に症状詳記を添付すること。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成26年3月5日保医発0305第8号) の一部改正について

1 別表のⅡの185の次に次のように加える。

186 気管支手術用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム」であること。
- (2) 経内視鏡的に気管支を加熱するために用いるカテーテルであること。

(参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節 手術料</p> <p>第7款 胸部</p> <p><u>K508 気管支狭窄拡張術</u></p> <p>(1) <u>気管支熱形成術（気管支サーモプラスティ）を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。</u></p> <p>(2) <u>気管支ファイバースコピーに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節 手術料</p> <p>第7款 胸部</p> <p><u>(新設)</u></p>